

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第7巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 教育権分離返還構想, 日航の沖縄運航, 米国大統領選, 沖縄主席選挙, 米国側担当者の私見, 沖縄関係特別措置費, 土地問題, 立法院, 要望書, 琉球列島の統治に関する大統領令, 沖縄・小笠原及び級委任統治関係, 岸大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43634

沖縄に開く大統領令一回す
件

本側大統領今安本に對する見解

(丙三二、土、一九、アリテ局)

從本米側の中國統治の基盤は平和主義
の為三多の意見だけで、之等が基盤は平和主義
の為。國務長官の指揮が其の如けひある。
此中で一層軍隊から「和平統治」を爲し云々^{アリテ}
迄ああい來源か今に生きていたか、眞に
そのままでなつてゐる。

摘要

尾

二、今回の大統領は右立派から中國議會
を通らないので、同一内閣の中と大統領令
つくらんとするよりは、何故に是の
立て出さぬと想候了。

(イ)沖縄現地の日本復帰軍部(牛モモウ)
此の際本軍が當初所據した國を明確
して、現地住民の熱意さますなど

(12) 半軍としても、少くの冲繩行政の半圓

政府の地位を方針に置くものである。

と既に一々書きたく

(11) 在寧七年七月から米海軍司令部

が廃止を示す。現在の極東軍司令官

(10) 時に沖繩に付する民政署のBの事務二科

を廢止する事務所、現在の統制事務所

外務省

之を要矣」と

善い考えられ子。

三、今圓久大統領令の内容。と見ると

(1) 従来国防省指令及ぶ半圓の

現代半圓の布告等

の内に冲繩施政の内閣の諸制度と大統

領令の形にて改めて其の大成可

外務省

(12)	大川文一	半政和	西原	明治二年
事務員	了のオハセ	行ウ後	モタ	ノ
セイ	トヨ	モタ	モタ	ノ
セイ	トヨ	モタ	モタ	ノ

BB 5-2 1275

卷之三

四、今ニテ大統領ノ制定ノ第十九号
ウニテ是ニシテ之ヲ定ム
ハ前文ノ規定ニ依ルモノト同様
レーベル現代及ビ日本ノ世論ニ對し而
ナリ此モ済セラズ其事ニ付シ一シ反米子
又政行ノ世論ニ起シ
(2)大統領令ノ内容ニテ
(1)行政主導

そ公達セア半側の仕合用飞群送る。

(二) 半側にタマナシも胸腫あり。左耳の

喜
加
之
日
吉
年
門
大
利
合
成
陰
爻

半軍口
田口
石口
加口
飞口
國口
火口
人口
口口
子口

卷之三

外務省

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

三二二一七八二二二二二二二二

卷之三

卷之三

卷之三

卷之二

五、植物学、动物学、微生物学
外、物理、化学、天文
省、地理、历史、政治

丁未年正月一號
清江先生

。丁亥晚大亨為此書子道之乙巳

是故知也。世論之。所以。已。已。已。已。已。已。

止まひよ

(二) 仔細調查，研究，擬定方針，並擬訂組織。

故不稱也

(五) 了
有交涉的成績如何。又以交涉之更長

12 おのづか 云々 と さうか。 部門掌了 締極所 いわゆる
13 事態の 之を許すは 仕事の 事務所 事務所 事務所
14 逐進 了了 ことか 半圓政行の 事務所 事務所 事務所
15 有志者 の可能と 仕事の 事務所 事務所 事務所
16 半圓政行の 事務所 事務所 事務所
17 事務所 事務所 事務所

以上

外
卷

前文

琉球列島の施政に関する大統領令
西田（达）

より、平¹²文¹²年¹²六月三夕ホウ想定¹²其¹²景¹²、同地城¹²に於ケ¹²了¹²安全確保¹²の見地¹²
言¹²。

卷之三

卷之三

半國政行
キ、現在琉球島に暫して行使して

行使する事は、米国政行のうちである。
半國政行は、人権が尊重され、人格と尊厳をもつた民が、
如何なる地域においても、住民が、民
主主義の原理に従つて自治の実現が可能である。

オ一之本

外務省

(注) 現状解釋。
從來は國防省の
指令により其をうけ
て、これをうけた
右の手続的手段は
新規案に定めた
ものと同様の手續
を用ひる。左の手
續は、手續書類
によるものである。
右の手續は、指揮の
下に、國防長官によつて行使される。
〔オニエキ〕 右权限は、大統領の指揮の
下に、國防長官によつて行使される。

外務省

卷之三

琉球政府の發達を以て、生國の
經濟的及び文化的進歩を図りた
る引導を努力す子
〔第三章〕 国防長官は琉球の外交
關係を掌に主導的を負う（国防長官
と國務長官の向ふ協議及び調和の
外務省に規定あり）

四
五

卷之三

少

[現代文]	新教	聖書	聖經	聖書
[古文]	聖經	聖書	聖經	聖書
[文言]	聖經	聖書	聖經	聖書
[音韻]	聖經	聖書	聖經	聖書
[訓讀]	聖經	聖書	聖經	聖書

外務省の手で、二十人の兵士が殺され、三十人の兵士が負傷した。この事件は、日本と韓国との間で起きたものである。

外務省

同現狀

Veto
立候
立候

〔甲九条〕 立法院又可決して法律
は行政主席に回付され、同主席には
立法院の決議を承認する事又は否
立法院の決議を却下する事として
右法律は承認せしむれどもとして
發効する。法律未加名印ナシにて開會に
外務省

立法院は三ヶ月ニ一多數より之を
再可決せしめられず（こゝ間合半
年）
Chief American official
同主席は部分的拒不の旨持つ
てし法律未加名印ナシにて開會す
る事多門には行政主席は其の法律未
の一部を可決する事無事行うる事
〔甲十九条〕 裁判制度。裁判の行方判
(注)被檢者

所と、米國民政治の執行所の权限の八分 額。	琉球	刑事	刑事	刑事	刑事	刑事	刑事
國、米國中民、琉球人以外の米國人、 支那人	琉球						
支那人	琉球						
支那人	琉球						
支那人	琉球						

外務省
日本國
刑事公報
第12号
明治21年1月1日
但し半國の安全、財産、又は利権に及ぶる
もの者に付し
刑事公報
第13号
明治21年2月1日
但し半國の安全、財産、又は利権に及ぶる
もの者に付し

人	軍使	琉球人	半國						
人	軍使	琉球人	半國						
人	軍使	琉球人	半國						
人	軍使	琉球人	半國						
人	軍使	琉球人	半國						

半側的品種的
的性質。

[第十一章] 英國 島嶼高級官吏の权限 又
規定す。 新規立法院の制度 又 法典 又
金閣又は一部 新規立法院の制度 又 法典 又
拒否し又は庶民不承認 新規立法院の制度 又 法典 又
得会公議に付す者を罷免す。又权限 新規立法院の制度 又 法典 又
又立法院の权限を含む。又院上に
如實ある時は小市の掛合を取る权限を
規定す。

又	一	上	事	件	一	生	自	之	致	利	子	。
行	动	制	叶	少	制	上	公	事	件	下	取	之
机	制	制	叶	少	制	上	公	事	件	下	取	之
机	制	制	叶	少	制	上	公	事	件	下	取	之
机	制	制	叶	少	制	上	公	事	件	下	取	之

(1) 朝鮮の行方
の報文

〔第十二条〕 (疏請) 住民に革し、
現地の口防害官の
指揮下に付の被
害者。
被災者に付の被
害者。
被災者に付の被
害者。

〔第十三条〕 (本大臣命令)
現地の行政命令の
執行を終了した
後は、同命令の付
けた命令、同命令
の付けた命令を

支那に付けた命令

外務省

〔第十四条〕 (本大臣命令)
現地の行政命令の
執行を終了した
後は、同命令の付
けた命令、同命令
の付けた命令を

外務省

外務省		電信写	
		電信写	
		(沖縄に關する大統領令に關する件)	
		昭和三二 八三五三 暗 ワンントン 五月二八日一九三〇発米一 石井大臣臨時代理 本省 二九日〇九五〇着 朝海大使	
		貴電第六八〇号に關し 第一二四二号	
		二十八日バーンズは館員に対し本件大統領令は國防省との間に つきての打合せを終え、予算局との協議を残すのみとなつたので、近日中に制定發表される見込なる旨内話せる趣である。	
		配布先 次官、官房長、亞、米各局長、米參、亞、米一 (了)	
		(沖縄に關する大統領令に關する件)	
		昭和三二 八五三六 暗 ワシントン 五月三一日二〇一〇発米一 本省 五月三一日二〇一〇発米一 石井大臣臨時代理 朝海大使	
		貴電第七六五号に關し 第一二七七号(至急)(館長符号扱)	
		三十日館員をして國務省を打診せしめたところ、同省係官は大統領令の前文中問題の点は日本側の希望通り削除せる旨及び本件大統領令は來週半ば頃制定發表される予定であるが、出来得れば事前に東京において日本側に内示するよう努力したいと考えている旨内話せる趣である。(了)	
		配布先 大臣、次官、官房長、亞、米各局長、米參、米一 亞總、一米一	

高橋より問題し乍ら内閣に商談して之を
了事の如き内閣にて一々トノ如カ
シム如テ此後ワーントンニ國務省係官も
ハシタセシ事也又ハシタセシ事也
又ハシタセシ事也又ハシタセシ事也

アシア局長事

ア一長

宣記

極東

琉球諸島・施政に関する

新首領大統領令の比較について

ア一長 沢記

大統領令

一五月十八日午文之れに大統領令を不認可と今同

便証の主張

公布されに大統領令と互角敵て比較して

厚文之主の名前

内閣は近頃の御布

總理府

吉沼

左記の通り。

記

日本政府の通報
在支那の通報

1. 前文につづく

外務省

(a) 西安綱中の問題の告白 極東に於ける平和と安定の

永續的狀態が確立された時期迄……云々は全文

削除されし代りに平和條約第3條に基き米玉は琉球

諸島の領土に対する行政、立法、司法の権限を行使して之と並

憲法により私に賦せられた権限に亘る且合衆王大統領及

里洋公司全店の貿易は於て次の通り想定下す所つて

外務省

二本又二二七

(a) 第九條

西セ獨に于れば立法院の可決した法律を承認するか又は十五日
に向付され同主席は之を承認するか又は十五日
以内に立法院に返却する。もし法律を承認する
以外に立法院に返却する。もし法律を承認する

外務省

以内に返却されなかつた場合には右法律を承認する
されどものべて次勅下す。法律を承認する場合
立法院は三分の二の多数を以て之を再可決する
二とが出来る（二の場合米玉旦那高級官吏の部分的
拒否権を持つ）（二つてあるか）新大統領命令
によれば法律が行政主席の反対で立法院に

外務省

返却されたり立法院は法律を不正再検討

下る。若し再検討の結果立法院が三つの二重の

多數でこれを却けた場合は法律を不正とする。

コンニッシュヨードに送られる。ハイ、コンニッシュヨードがこれを

否認すれば署名する。承認した場合は立法院

に返却し法律を不正と定める。これが却て正當

外務省

である。二の点は英國には「部分的拒否権」

(Limited veto power) とよばれていた。

改正が必要である。

(b) その他、苦情については特に委員会と申されたところ

(大詔詔令は日本と易き取り、翻訳了了ある)

外務省

sent a bill into law to prohibit any transfer done by
any person with the purpose of extradition to itself
or any other country or to prevent the transfer to
any foreign country or to any place where it may be
detained before and before the following conditions are
met: (a) stamp of the government of the United States
is affixed to the bill.

IN THE HOUSE OF REPRESENTATIVES,

On this twenty-first day of January, one thousand nine

JANUARY 20, 1955

Mr. VINSON introduced the following bill; which was referred to the Committee on Armed Services:

That the Congress of the United States do now enact as follows:

A BILL
To provide for the administration of the Ryukyu Islands, and for other purposes.

1. Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,
2. That until such time as Congress shall further provide for the government of the territory, territorial waters and in-
3. habitants of Nansei Shoto south of 29 degrees north latitude
4. (except the Amami Oshima group of islands which have been
5. returned to Japan), hereinafter referred to collectively as the
6. Ryukyu Islands, all executive, legislative and judicial
7. authority granted the United States pursuant to article 3 of
8. the Treaty of Peace with Japan shall be exercised by the
9. Secretary of Defense or his designated representative, in

1 such manner as the President of the United States may
 2 direct or authorize. In the exercise of this authority the
 3 Secretary of Defense shall encourage the development of
 4 an effective and responsible Ryukyuan government, based
 5 on democratic principles and supported by a sound financial
 6 structure, and shall make every effort to improve the welfare
 7 and well-being of the inhabitants of these islands and will
 8 continue to safeguard their economic and cultural intercourse.
 9 The Secretary of Defense shall keep the Secretary of State
 10 currently informed of activities in these islands affecting the
 11 foreign relations of the United States; relations with foreign
 12 countries and international organizations with respect to
 13 these islands shall be conducted by the Secretary of State.

14 SEC. 2. The representative of the Secretary of Defense
 15 shall be known as the High Commissioner of the Ryukyu
 16 Islands and shall have such powers and perform such duties
 17 as may be assigned to him by the Secretary of Defense under
 18 the provisions of this Act.

19 SEC. 3. No laws of the United States previously or here-
 20 after enacted, except those which have force and effect out-
 21 side the territorial limits of the United States, shall have
 22 any force or effect within the Ryukyu Islands unless specifi-

10 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22

14 daily made applicable thereto by an Act of Congress which
 15 refers to these islands by name. The Secretary of Defense
 16 shall appoint a commission of three persons to survey the
 17 said islands Federal statutes and to make recommendations to
 18 the Congress of the United States within twelve months
 19 after the date of enactment of this law as to which statutes
 20 of the United States should be made applicable to the
 21 Ryukyu Islands. The report of the Commission shall include
 22 recommendations for amendments to such statutes which
 23 may be necessary or appropriate.

24 SEC. 4. The laws of the Ryukyu Islands, and the laws,
 25 proclamations, ordinances, directives, and regulations of the
 26 United States Civil Administration in the Ryukyu Islands
 27 not inconsistent with the provisions of this law and which
 28 are in force as of the effective date of this law are continued
 29 in force subject to modification or repeal by the Congress of

30 the United States or by the President of the United States
 31 acting through the Secretary of Defense or his designated
 32 representative.

33 SEC. 5. The proceeds of all taxes and assessments which
 34 may be levied and all fees collected by the Ryukyuan Gov-
 35 ernment and the United States Civil Administration in the

1 Ryukyu Islands shall be expended for governmental pur-
2 poses and for the general welfare of the inhabitants of the
3 islands. It is hereby made law in a timely manner.
4 SEC. 6. There are hereby authorized to be appropriated
5 annually by the Congress of the United States such sums as
6 may be necessary and appropriate to carry out the provisions
7 and purposes of this law.

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

84TH CONGRESS
1ST SESSION

S. 935

C
O
O
IN THE SENATE OF THE UNITED STATES

FEBRUARY 4, 1955

Mr. RUSSELL (for himself and Mr. SALTONSTALL) (by request) introduced the following bill; which was read twice and referred to the Committee on Armed Services.

O
C
A BILL

To provide for the administration of the Ryukyu Islands, and
for other purposes.

- 1 *Be it enacted by the Senate and House of Representa-*
2 *tives of the United States of America in Congress assembled,*
3 *That until such time as Congress shall further provide for*
4 *the government of the territory, territorial waters, and in-*
5 *habitants of Nansei Shoto south of twenty-nine degrees north*
6 *latitude (except the Amami Oshima group of islands which*
7 *have been returned to Japan), hereinafter referred to collec-*
8 *tively as the Ryukyu Islands, all executive, legislative, and*
9 *judicial authority granted the United States pursuant to*
10 *article 3 of the Treaty of Peace with Japan shall be exercised*
11 *by the Secretary of Defense or his designated representative,*

1 in such manner as the President of the United States may
 2 direct or authorize. In the exercise of this authority the
 3 Secretary of Defense shall encourage the development of an
 4 effective and responsible Ryukyuan government, based on
 5 democratic principles and supported by a sound financial
 6 structure, and shall make every effort to improve the welfare
 7 and well-being of the inhabitants of these islands and will
 8 continue to safeguard their economic and cultural intercourse.

9 The Secretary of Defense shall keep the Secretary of State
 10 currently informed of activities in these islands affecting the
 11 foreign relations of the United States; relations with foreign
 12 countries and international organizations with respect to
 13 these islands shall be conducted by the Secretary of State.

14 SEC. 2. The representative of the Secretary of Defense
 15 shall be known as the High Commissioner of the Ryukyu
 16 Islands and shall have such powers and perform such duties
 17 as may be assigned to him by the Secretary of Defense
 18 under the provisions of this Act.

19 SEC. 3. No laws of the United States previously or here-
 20 after enacted, except those which have force and effect out-
 21 side the territorial limits of the United States, shall have any
 22 force or effect within the Ryukyu Islands unless specifically
 23 made applicable thereto by Act of Congress which refers to
 24 these islands by name. The Secretary of Defense shall

1 appoint a commission of three persons to survey the field
 2 of Federal statutes and to make recommendations to the
 3 Congress of the United States within twelve months after the
 4 date of enactment of this law as to which statutes of the
 5 United States should be made applicable to the Ryukyu
 6 Islands. The report of the Commission shall include recom-
 7 mendations for amendments to such statutes which may be
 8 necessary or appropriate.

9 SEC. 4. The laws of the Ryukyu Islands, and the laws,
 10 proclamations, ordinances, directives, and regulations of the
 11 United States Civil Administration in the Ryukyu Islands
 12 not inconsistent with the provisions of this law and which
 13 are in force as of the effective date of this law are continued
 14 in force subject to modification or repeal by the Congress
 15 of the United States or by the President of the United States
 16 acting through the Secretary of Defense or his designated
 17 representative.

18 SEC. 5. The proceeds of all taxes and assessments which
 19 may be levied and all fees collected by the Ryukyuan Gov-
 20 ernment and the United States Civil Administration in the
 21 Ryukyu Islands shall be expended for governmental pur-
 22 poses and for the general welfare of the inhabitants of the
 23 islands.

24 SEC. 6. There are hereby authorized to be appropriated

1. annually by the Congress of the United States such sums
2. as may be necessary and appropriate to carry out the pro-
3. visions and purposes of this law.

Be it enacted by the Senate and the House of Representatives
of the United States of America in Congress assembled,
That it is the sense of the Congress that the Ryukyu Islands
and other islands in the Pacific Ocean should be administered
under a different policy than that of the United States, and
that a different form of government should be established there.

Approved February 4, 1955.

Read twice and referred to the Committee on Armed Services.

By Mr. Russell and Mr. Saltonstall.

February 4, 1955.

ARMED SERVICES

COMMITTEE ON

SENATE

1ST SESSION

S. 935

A BILL

To provide for the administration of the
Ryukyu Islands, and for other purposes.

極
秘

アメリカ局長

第二課長代

政事一七二
昭和三十二年五月七日
在
事
臨時代理大使下田武
琉球施政法案に關す件
見解「乙は四月二十日付政事一七二号経信
第二項中「申報告」に次第があるが、昨年八
十四日付函上程の水密機未了と見て其後
案(5.935 HR 2684)昭和三十二年四月十三日付政事
案(5.935 HR 2684)昭和三十二年四月十三日付政事

アジア局長
参事官 第一課

アシツ
32.5
第

卷五

政第一五二四号

110

178

118

津繩統治に属する法条等送付に属する件
さきに往電第五四一号をもつて要旨日報告による津繩統治に関する
る法条ホテキスト（S.九三五及びH.R.二六八四）及び先に津繩關係の多技術
電報とともに報告の軍事施設建設又權限法条（H.R.五七〇〇）別
添のとおり各一部郵送付する。

30-5-3

一五二四号 稽信參照 旨中心とての日 云
國務省係官の述べたところを締合せの結果、左の
通り御報告す。

一本件法草案の提案目的は、(1)社の平和条約
ニ基づく想定の基準、(2)米国に手交渉しての結果、左の
使用する。国内法規を設け、(3)法律の
適用範囲を明らかに規定することである。從來
法律における米国の権限が復元する。国内法の
根柢としては大統領命令があらかじめはコンラ
デンシヤリであるため、法化により、これをレギュラ
化せんとするものである他方、本綱領の第一タテが
前例なものであるため、米国内法がどの程度

を適用すべきであるかを明確にする必要がある
あるからである。
二 国務省としては種々、冲縄向島が諸議院に
付するものとすれば、別用の特種法律案内
には法案の表現が難扱であるとの意見あり、又
規定そのものが余りにも多岐であります。(例え
ば本件法草案や一案中は平和条約等の
措置、行政、司法及び立憲上の権力の行使は國
務省官又はその指定する者をして行わしから云々^{と規定}と規定してある)、これは年々に、細部まで
規定(過渡的)であり、かかる一般的法律においては
行政省として之を行わしめし程度の規定で

今ある云々ため将来の大統領の決定に
予歎性を欠くおそれありとん、この点修正す
べしとう意見山出でり。その細部の某の誤
する修正意見(向之は事件拵筆二年の高
等筆者官吏が公文書としての修正意見は未だ従つ
てゐる。

電信写

昭和三二・七二・六〇 暗

ワシン・トン

五月一〇日一八五〇発

米ア

本省

一一〇八五七着

岸 大臣

下田臨時代理大使

（琉球施政法案に対する米国行政府の見解に関する件）

第一〇九二号

五月七日付往信政第一七七五号に關し

十日國務省係官は館員に対し、琉球施政法案につき、その修正部分に關する行政府の見解もいまだ纏まりおらざるため、これが今議会に上程されるや否やは不明であり、また若し提出されたとしても予算案等で忙殺されおる議会の審議状況よりみて、これが通過する見通しは極めて少いと思うと内話した。

配布先

大臣、次官、官房長、局部長、次參、總、亞總、一、米

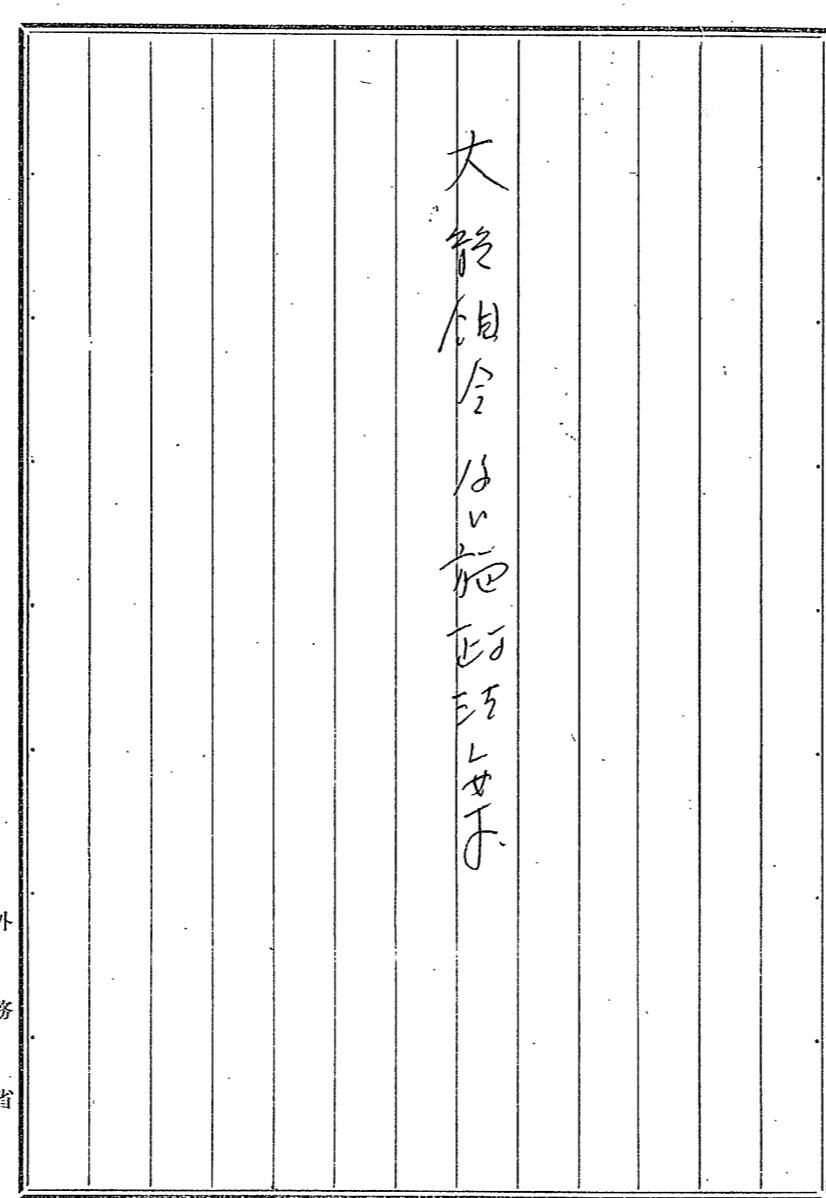
（了）

外務省

回見番号
ア一 653

アジア局
32.5.17
南方
第一課

班



昭和廿三年六月

琉球列島の統治に関する大統領命令（仮訳）

アジア局第一課

合衆国は、日本国との平和条約第三条に基き、琉球列島の領水を含む領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部行使しているので、（この命令において「琉球列島」という語は、前記の条約の同様に基く合衆国の権利及び利益の全部を日本に放棄した奄美群島に属する諸島を除く北緯二十九度以南の南西諸島を意味する。）

よつて、合衆国大統領兼合衆国軍総司令官は、憲法によつて与えられた権限により、左のとおり命令する。

日本国との平和条約第三条によつて合衆国に与えられた行政。立法及び司法上のすべての権力は、議会が琉球列島政府に関し法律をもつて別段の規定をなす場合を除き。この命令に従つて行はなければならない。

第一条 前記の権力は、合衆国大統領の指揮及び統制に従つて国防長官がこれを行使しなければならない。国防長官は、この権限を行使するに当つて、民主主義の諸原則に基盤をおき。かつ、健全な財政構造によつて支持された、有効かつ責任ある琉球政府の発展を奨励し、琉球列島の住民の幸福及び福祉を向上するためにはらゆる努力をなし、かつ、住民の経済的及び文化的進歩を引続き促進しなければならない。国防長官は、この命令によつて与えられたいかなる職務をも、自己の指定する国防省の関係官または組織体に委任することができる。

第二条 第三条 国務長官は、琉球列島に關し外国及び國際機関との關係の處理について責任を有するものとする。

第四条 国防長官の管轄の下に、琉球列島民政を設置し、その長を琉球列島高等弁務官といふ。(以下高等弁務官といふ。)一高等弁務官は、(A)国防長官が、國務長官と協議した後大統領の承認をえて合衆国軍隊の現役構成員中よりこれを指名し、(B)この命令によつて与えられる権限を有し、かつ任務を遂行しなければならず、(C)自己に与えられたいかなる職務をも自己が指定する民政の關係官に委任することができ、かつ(D)国防長官がこの命令に従つて委任するいかなる権力をも行使し、または与えるいかなる任務をも遂行しなければならない。

第五条 現存の琉球中央政府(以下琉球列島政府といふ)は、この命令の規定に従つて存続するものとする。

第六条 この命令に別段の定がある場合を除き、琉球列島政府の立法権は、同列島の人々が直接選挙する議員からなる立法部に属するものとする。立法部は議員二十九名の单一議院でこれを構成し、議員は二年毎(偶数年)に单一の代表区よりこれを選挙するものとする。

第七条

立法部の行使する立法権は、内政に適用される立法の主題にのみ及ぶものとする。立法部は、議員の選挙及び資格を判定するための手続を決定し、議員中より役員を選任し、その任務及び手続を決定するものとする。地方の立法部は、各市町村の住民が琉球政府立法部の定める手続に従つてその議員を選舉するものとし、適當な市町村の立法権を与えられ、かつ行使するものとする。高等弁務官は、琉球列島政府立法部が制定するすべての法律を国防長官に報告し、国防長官は合衆国議会に対して同様の報告をしなければならない。

第八条
琉球列島政府の行政権は立法部の代表と協議した後高等弁務官が任命する琉球人の行政主席に属するものとする。行政主席は、琉球列島政府のすべての行政機関及び行政手段の一般的監督及び統制を行い、琉球列島に適用される法律及び布令を忠実に実施しなければならない。各市町村役所の長は、琉球列島政府立法部が定める手続に従つて各市町村の人民がこれを選舉するものとする。

第九条

立法部が可決したすべての法律案は、法律となる前にこれを行政主席に提示しなければならない。行政主席が法律案を承認するときはこれに署名し、承認しないときは当該法律案の提示後十五日以内に反対理由を付してこれを立法部に返付しなければならない。行政主席が規定の十五日以内に法律案を返付しないときは、その法律案は行政主席がこれを承認したと同様に法律となるものとする。但し、立法部の休会により法律案の返付が妨げられた場合は法律となり、承認しなければ法律とならないものとする。行政主席が反対理由を付して法律案を立法部に返付したときは、立法部はその再審理を開始することができる。かかる再審理の後、立法部が三分の二多数決をもつてこの法律案を可決したときは、これを高等弁務官に送付しなければならない。高等弁務官がこの法律案を承認するときはこれに署名しなければならない。高等弁務官がこの法律案がこの法律案を承認しないときは、その旨を述べてこれを立法部

第十条 琉球列島における司法権は、以下に定めるところに従つてこれ
(A) を行使しなければならない。
(1) 琉球列島政府は、民事及び刑事の第一審及び控訴裁判所を含む裁判所制度を維持しなければならない。これらの裁判所は以下の定める裁判権を行使するものとする。

(2) 左記(B) (1) 及び(2) の規定を留保して、すべての民事事件に対する民事裁判権。

(a) 合衆国軍隊の構成員または軍属。

(b) 合衆国政府が雇傭している合衆国国民で一般軍事裁判法規(「O.D.S.C. 80」以下参照)に基く軍法会議による裁判に服さない者。

(c) 右記の者の家族。但し、この規定にかかるず、琉球人である家族に対する刑事裁判権は、左記(c)項に従つて、琉球列島政府がこれを行うことができる。合衆国の安全、財産または利益に影響を及ぼす事件で、高等弁務官がその旨

に返付し、この法律案は法律とならないものとする。立法部が高等弁務官に法律案を発出した日から四十五日以内に高等弁務官がこれを承認もせず、不承認もしないときは、その法律案は高等弁務官がこれに署名したと同様に法律となるものとする。立法部が決定した法律案が予算措置を必要とする項目を含んでいる場合、行政主席はかかる項目もしくはその一部または部分について反対する際に、反対する項目もしくはその一部または部分の明細書を添付しなければならない。このように反対された項目もしくはその一部または部分は効力を発生しない。立法部が、行政主席のかかる反対を拒否しようとするときは前掲の手続が適用される。前記の目的のために期間を計算するに当つては、日曜日及び法定の休日を除算しなければならない。

(B) 指定するものに對する刑事裁判権は、高等弁務官が琉球列島政府の裁判所からこれを取り下げる事ができる。

(B) 民政府は、民事及び刑事の第一審及び控訴裁判所を含む裁判所制度を維持しなければならない。これらの裁判所は以下に定める裁判権を行使するものとする。

- (1) 合衆国の安全、財産、または利益に影響を及ぼす特に重要な事件または紛争に対する民事裁判権で、高等弁務官が決定するもの。かかる事件で琉球列島政府の裁判所で審理を開始したものは、最終控訴審理を含む訴訟手続中最終決定、命令または判決を登録する前はいつでも、高等弁務官の命令があつたときは、適当な民政府裁判所にこれを移管しなければならない。こうして移管された事件は、民政府の裁判所の裁量によつて新たに裁判を行うことができる。
- (2) 合衆国軍隊の構成員または軍属、合衆国民である合衆国政府の被傭者、もしくは前記の者のいづれかの家族（かかる家族が琉球人である場合を除く）が当事者である事件または紛争において、その事件が列島の安全、对外関係もしくは合衆国間接に重要な影響を及ぼすと訴訟当事者の一方の請願に基いて高等弁務官が考へ、かつ民政府がその事件の裁判権を行うべきであると決定した場合は、それらの事件に對する民事裁判権。この場合には、かかる事件で琉球列島政府の裁判所で

審理を開始したものは、最終控訴審理を含む訴訟手続中最終決定、命令または判決を登録する前はいつても、高等弁務官の命令によつて適当な民政府裁判所にこれを移管しなければならない。こうして移管された事件は、民政府の裁判所の裁量によつて新たに裁判を行うことができる。

- (3) 合衆国またはその機関が雇傭している合衆国国民で、一般軍事裁判法規(10 U.S.C. 801以下参照)に基く軍法会議による裁判に服しない者及びその家族(琉球人を除く)に対する刑事裁判権。
- (4) 合衆国の安全、財産または利益に影響を及ぼす重要な特定事件で、高等弁務官が決定するものに対する刑事裁判権。かかる事件で琉球列島政府の裁判所で審理を開始したものは、最終控訴審理を含む訴訟手続中最終決定、命令または判決に入る前はいつでも、高等弁務官の命令があつたときは適当な民政府裁判所にこれを移管することができる。こうして移管された事件は、民政府の裁判所の裁量によつて新たに裁判を行うことができる。
- (5) 一般軍事裁判法規(10 U.S.C. 801以下参照)に基く軍法会議による裁判に服する者に対する刑事裁判権は、関係軍司令官が一般軍事裁判法規に基く軍事裁判権行使しないことを決定し、かつ、高等弁務官に対し、その事件を他の裁判所へ付託することを承認する旨特に表明した時にのみ、軍法会議以外の裁判所が

(D) 民政府の最高控訴裁判所は左の事件に対する再審権を有するものとする。

(1) 当事者の控訴があつたとき、民政府の下級裁判所で開始されたものまたは移送されたものを問わず、民政府の下級裁判所で裁判した民事または刑事事件。

これを行使する。

(2) 裁判権を有する琉球列島政府の最高裁判所によつて決定された民事または刑事事件で、
 (I) 琉球列島政府の最高裁判所と民政府の最高控訴裁判所との間の判決の抵触を含むもの。もしくは、
 (II) 当当事者の控訴があつたとき、またはかかる控訴がないときには、民政府の首席法務官が本裁判所に對して特別の理由を明記して提出する請願があつたとき、条約、合衆国議会の制定した法律、合衆国大統領の行政命令もしくは高等弁務官の布告、布令または命令の解釈を含む合衆国の法律、外国の法律もしくは国際法の問題。

民政府の最高控訴裁判所は公正と思われるところに従い、再審した判断、命令または判決を確認し、変更し、破棄または反対判決を下し、もしくは新たな裁判または判決の登録のための指示をして事件を差しもどす権力を有するものとする。

控訴裁判所は、刑事事件において有罪判決を破棄し、刑を減輕し、もしくは刑の執行を減輕し一加重することはできな

第十一條

高等弁務官は、この命令に基いて任務を遂行するためには必要と考へるときは、第二条の規定に妥当な考慮を払つて法律、布令または規則を公布することができる。高等弁務官は、琉球列島の安全もしくは琉球列島に關し、外国または國際機関との關係または合衆国の对外關係、もしくは合衆国またはその國民の安全、財産または利益にとつて直接または間接に重要な影響があると考へるときは、琉球の法律案、法律または公務員について、それぞれ左のととをなすことができる。

(A) いかなる法律案またはその一部または部分をも拒否すること。

(B) いかなる法律またはその一部または部分をも、その制定後四五日以内にこれを無効とすること。

(C) いかなる公務員をも罷免すること。

高等弁務官は、刑の執行猶予、減刑または赦免の権限を有する高等弁務官は、治安維持のために必要と考へるとときは、列島内におけるすべての権力を全面的または部分的に行使することができる。高等弁務官は、本条によつて与えられた権限を行使したときは、直に国防長官に報告し、国防長官は國務長官に通報しなければならない。

(F) これらの規定の適用上、

(1) 「合衆國軍隊の構成員」とは、琉球列島にある間ににおけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に屬する人員で現に服役中のものをいう。

(2) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で、琉球列島にある間ににおける合衆國軍隊に雇傭され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。

(3) 「家族」とは、配偶者及び子もしくは婚姻、血縁または養子縁組による親族で、その生計費の半額以上を本人に依存するものをいう。

い) または中止することができる。

(E) 本条は、琉球列島政府または民政府の裁判所に対して合衆国政府またはその機關に対する裁判権を与えるものと解してはならない。

この命令（第十二条を含む）を遂行するに当つて高等弁務官は琉球列島内にある者に対し、言論、集会、請願、宗教及び出版の自由、並びに法の正当な手続を経ない不当な捜索及び差押からの安全、並びに生命、自由または財産の剥奪からの安全を含む、民主主義国の人々が享有する基本的自由を保護しなければならない。

第十三条 国防長官は、この命令を執行するためさらに必要な訓令を発することができる。

第十四条

この命令に反しない限り、現在の民政府及びその前任者たる軍政府の機関がこれまでに発した布告、布令及び指令は、この命令の権限に基いてこれを変更、廢止または改正するまで引き続き有効とされる。この命令の発効の日に琉球列島政府または琉球列島民政府の裁判所において審理中の民事または刑事の裁判は、この命令によつて無効とならない。かかる裁判は、この命令の発効の日の前に有効であつた法律、布令、布告及び指令に従つてこれを行なつければならない。

第十五条

この命令は直ちに効力を発生する。ただし、この命令の規定するところに従つてその規定が単独に有効となるまでは、現在琉球列島民政府及び琉球列島政府に与えられていてる立法行政及び司法上の機能は、現在の法律、布令、布告または指令が規定するところに従つて引続き行使されるものとし、かつ、民政または琉球列島政府のすべての在任者は、後任者が任命または選舉され、かつ資格を与えられるまで引き続き在任するものとする。ただし、権限のある当局によつてそれ以前に罷免された場合はこの限りでない。

ドワイト・D・アイゼンハウアード

ホワイト・ハウス
一九五七年六月五日

18

ワシントン

一九五七年六月五日午後五時

新聞発表

大統領は本日琉球列島の行政に関する規定を成文化する、大統領命令に署名した。

この命令は、日本国との平和条約第三条によつて合衆国に与えられてゐる、行政、立法及び司法上の権力を行使するための現行手続を、議会によつて適當な立法措置がなされるまで、引き有效ならしめるものである。

この命令によつて、平和条約において合衆国に与えられた権限は、大統領の指揮及び統制に従つて、国防長官が引き続き行使することとなる。

国防長官は、有効かつ責任ある自治の促進に加えて、住民の幸福及び福祉を向上し、その経済的、文化的進歩を促進するためには、大統領の指揮及び統制に従つて、国防長官が引き続き行使する凡ゆる努力をなすであろう。

この命令は、合衆国及び現地政府当局に与えられる権限の限界

を明確にし、合衆国及び現地裁判所の活動体系を確定し、かつ、琉球列島政府の行政及び立法部門の責任を規定するものである。

CONFIDENTIAL

There follows a summary of the Presidential Executive Order providing for the administration of the Ryukyu Islands:

Preamble: Pending the establishment of enduring conditions of peace and stability in the Far East it is the policy of the U.S. to maintain the degree of control and authority now exercised with respect to the Ryukyu Islands under Article 3 of the Treaty of Peace in order to enable the U.S. to contribute effectively to the maintenance of security in the area. The U.S. is mindful of the importance of human rights, the dignity of the human person and the striving of peoples everywhere to govern themselves in accordance with democratic concepts.

Section I: Except as the Congress may otherwise provide, all administrative, legislative, and judicial powers in the Ryukyus shall be exercised in accordance with this order.

Section II: The said Authority shall be exercised by the Secretary of Defense subject to Presidential direction. The Secretary of Defense shall encourage the development of effective and responsible Ryukyuan government and shall continue to promote the economic and cultural advancement of the inhabitants.

Section III: The Secretary of State shall be responsible for conduct of Ryukyuan foreign relations. (Provisions

- 2 -

is made for consultation and coordination between the Secretaries of Defense and State).

Section IV: The Chief Civil Administrator shall be an active member of the Armed Forces of the U.S.

Section V: The government of the Ryukyu Islands (GRI) will be continued.

Section VI: The legislative power of the GRI is vested in a body whose members are directly elected. It shall consist of a single house of 29 members who shall be elected biennially in even numbered years from single representative districts.

Section VII: The legislative body shall exercise legislative powers which extend to all subjects of legislation of domestic application. The legislative body shall choose its own officers and determine its rules and procedures. The legislative powers of the municipal governments are vested in the local elected legislative bodies elected in accordance with procedures established by the GRI.

Section VIII: The executive power of the GRI is vested in the Chief Executive who shall be a Ryukyuan appointed by the head of the U.S. Civil Administration after consultation with representatives of the Ryukyuan legislature.

The heads of the municipal government shall be elected in accordance with procedures established by the legislative body of the GRI.

Section IX: All Bills passed by legislature must be presented to the Chief Executive who may approve or return them to the legislative body within 15 days. If a bill is not so returned, it becomes law as if approved. If a bill is returned to the legislative body, it may reenact the bill by a 2/3 vote (the chief American official will have limited veto power). If a bill appropriate money, the Chief Executive may return parts or portions of said bill.

Section X: (This section covers the courts system in the Ryukyus and divides jurisdiction between the courts of the government of the Ryukyus and the civil administration courts. The Ryukyus courts will have criminal jurisdiction over all persons except members of the U.S. forces or civilian components thereof, U.S. nationals or employees of the U.S. Government and dependents of the foregoing except Ryukyuans. However, any criminal case affecting security, property or interest of the U.S. may be transferred to civil administration courts by the Chief U.S. official. Civil jurisdiction of the Ryukyuan courts extends to all civil cases, except

the Chief U.S. official may transfer to a civil administration court any case he finds affecting the security, property or interest of U.S. or, upon petition of a party for any case in which member U.S. forces or civilian component, U.S. employee who is U.S. national or dependent of foregoing unless a Ryukyuan dependent is a party. The jurisdiction of the Civil Administration courts will cover criminal jurisdiction in the cases specified above excluded from Ryukyuan jurisdiction. The highest civil administration court will review cases tried in lower civil administration courts and a limited category of other cases).

Section XI: (The section specifies the powers reserved to the Chief U.S. official in order to insure fulfillment of his mission and includes authority to veto or annual legislation enacted by the Ryukyuan legislature in whole or part, and when necessary to remove public officials from office and to issue legislation. It also provides for emergency assumption of authority by the Chief U.S. official when mandatory for security reasons).

Section XII: (This section guarantees to the Ryukyus the basic liberties including freedom of speech, assembly, petition, religion and press, and security from unreasonable searches and seizures, and from deprivation of life, liberty or property without due process of law).

Section XIII: (This section delegates authority to

the Secretary of Defense for carrying out of the order).

Section XIV: (This section provides for the maintenance of existing civil administration legislation in effect until other action is taken under this order).

Section XV: (This section provides for the continued exercise by the Civil administration and the Government of the Ryukyus of present authority and the maintenance in office of the present incumbents pending any changes resulting from this order).